

磐田市告示第 330 号

磐田市栄町自転車等駐車場条例（平成 17 年磐田市条例第 166 号）第 16 条の規定により、自転車等駐車場内に放置されている自転車等の処分を告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

磐田市長 草地 博昭



1 放置されている自転車等

駐車場の名称	種別	型式(車体番号等)	車体色
磐田市栄町自転車等駐車場	自転車	F22576078	黒
磐田市栄町自転車等駐車場	自転車	SYA075038	黒
磐田市栄町自転車等駐車場	自転車	S8i07293	シルバー

2 処分予定日

令和 8 年 8 月 28 日

3 自転車等の処分

保管期間を経過しても、引き取りに來ない自転車等については、同条例第 16 条の規定により処分する。